

身体障害者等に係る

自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割の減免対象判定表

減免要件判定表

◎ はじめに、減免申請のできる方かどうかを当該表により確認します。

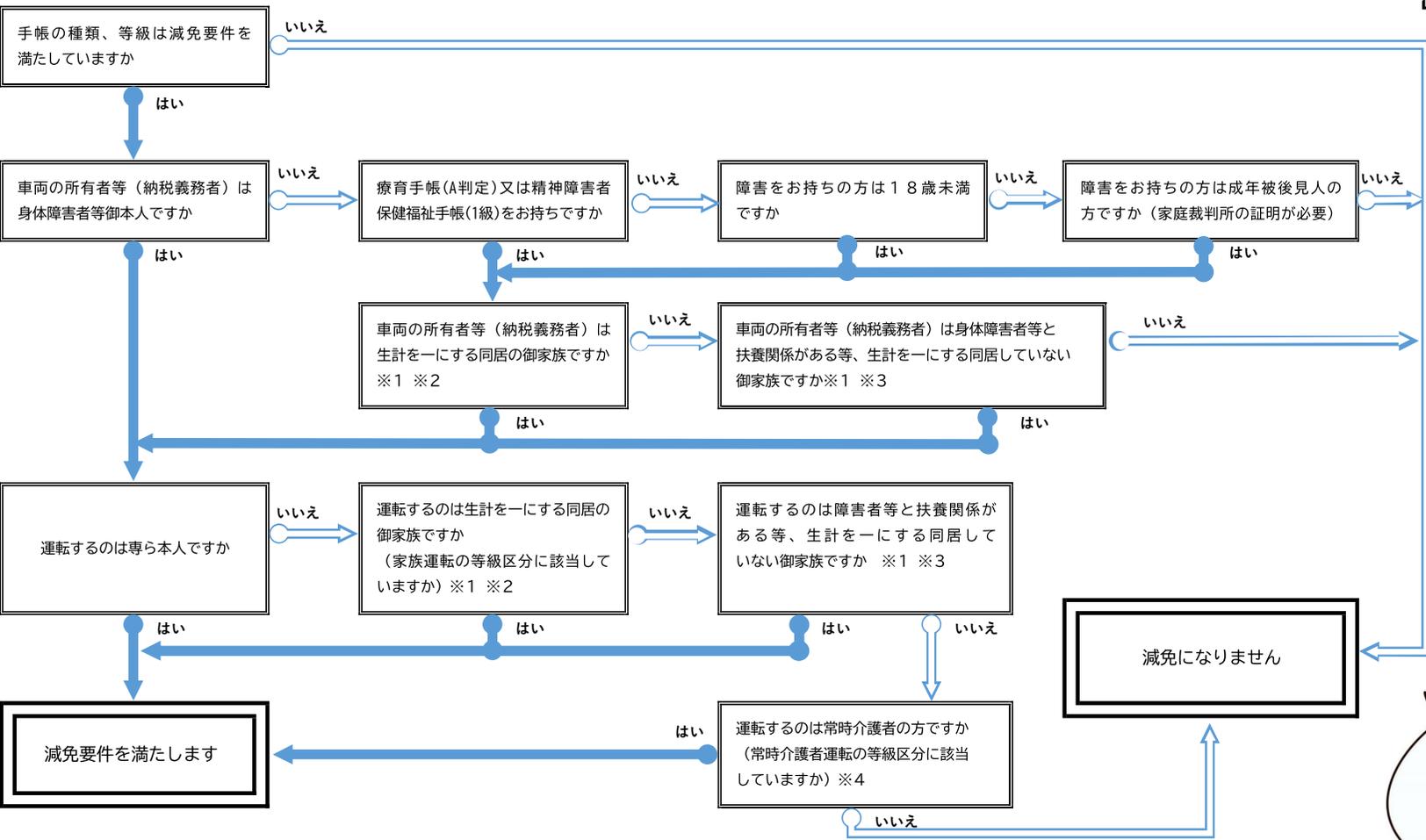
＝ 表の見方 ＝

- ・『はい』の場合
● 実線
- ・『いいえ』の場合
○ 白抜き線

減免申請できるか
確認しよう！



〈R6.2.1作成〉



注)
 ※1：減免制度上の「家族」とは、「配偶者、6親等内の血族又は3親等内の姻族」を指します。
 ※2：「同居」には、「同一敷地内に別居」が含まれます。(申請にあたっては「生計を一にしている証明書」が必要です。)
 ※3：納税義務者又は運転者が障害者等と非同居である場合、家族運転[非同居]の減免要件を満たすか確認が必要です。最寄りの各県税事務所まで申請について御相談ください。
 ※4：減免制度上の「常時介護者」とは、「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得(所有)する自動車を専ら当該身体障害者等の通院等のために継続して日常的に運転する者」のことを指します。「継続して日常的に」とは、少なくとも1年以上の間、週3日程度以上利用している(今後利用する見込みがある)ことを指します。

★必要書類については、併せてリーフレットを御確認ください。